

# 石巻市子育て短期支援事業

保護者の疾病、就労等により家庭でお子さんの養育が一時的に困難となった場合に里親がお子さんをお預かりします。

事業名	利用要件	利用時間・利用期間
ショートステイ事業	保護者が次の理由により家庭においてお子さんを養育できない場合 ① 疾病、ケガ、入院等 ② 育児疲れ、育児不安等 ③ 出産、看護、事故、災害等 ④ 冠婚葬祭、公的行事参加等	・児童の預け入れは、午前9時～午後5時の間にお願いします。 ・受入期間：1回の申請につき7日以内。 ・最終日は午後5時までにお迎えしてください。 ※月をまたぐ場合はそれぞれの月ごととなります。 ※同一月内の利用は最大10日間となります。
トワイライトステイ事業	保護者が就労等の理由により平日の夜間に不在となりお子さんを養育できない場合	月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 午後5時～午後10時 ※宿泊延長は出来ません。
送迎	お預かり時の学校等への付き添い(里親が送迎可能な場合のみ)	

📌対象児童：市内に住民登録がある、6か月から18歳(18歳に達した3月31日まで)の児童

📌預かり施設：市内、近隣市町村の登録里親がお預かりします。

## 📌利用できない場合

- ・児童が病院等に入院して治療を受ける必要がある場合
- ・体調不良の場合や感染性の疾病に罹っている場合(その恐れがある場合も含む)
- ・学校保健法に規定する伝染病その他の伝染性疾患を有している場合

## 📌利用にあたっての注意事項

- ・受入里親宅までの送迎は保護者が行ってください。
  - ・預かり中に里親が必要と判断した場合、衣服や日用品を購入したり、ケガや体調不良などにより医療機関を受診したりする場合があります。それらにかかる費用は保護者負担となります。
  - ・急な発熱など体調不良が認められる場合は、利用予定期間中であってもお迎えをお願いする場合があります。
- ※コロナ感染症対策のため、お預けする前に児童の体温を測ってください。

## 📌利用負担額

- ・受入里親宅に送った際に里親に負担金をお支払いください。
- ・お支払いいただけない場合は利用できません。

## 📌ショートステイ事業利用者負担金(対象児童1人あたり日額)

区 分		利用者負担金	
		2歳未満児	2歳以上児
ひとり親世帯等	生活保護世帯・当該年度分の市民税非課税世帯	0円	0円
	その他の世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	生活保護世帯	0円	0円
	当該年度分の市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
	その他の世帯	5,350円	2,750円

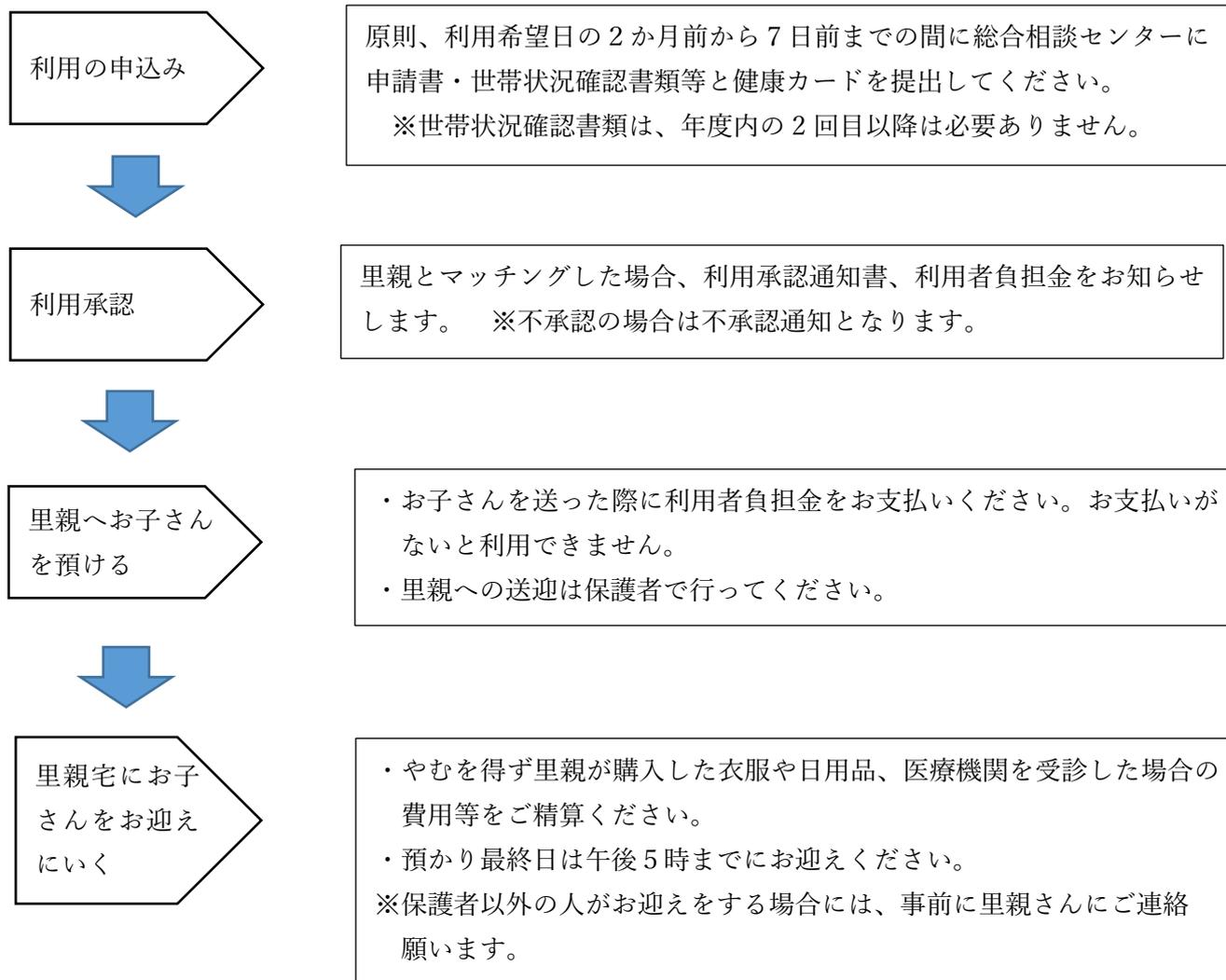
トワイライトステイ事業（平日対象児童1人あたり日額）

区 分		利用者負担金
ひとり親世帯	生活保護世帯・当該年度分の市民税非課税世帯	0円
	その他の世帯	300円
その他の世帯	生活保護世帯	0円
	当該年度分の市民税非課税世帯	300円
	その他の世帯	750円

付き添い費用（対象児童1人あたり日額）

区 分	利用者負担金	
	住民税課税世帯	住民税非課税世帯
ひとり親世帯等	0円	0円
その他の世帯	500円	0円

利用手続き



お問い合わせ：石巻市役所 保健福祉部 総合相談センター 95-1111 内線 2532・2534